

函館市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月14日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第34号

函館市駐車場条例の一部を改正する条例

函館市駐車場条例（昭和45年函館市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

		施設使用者 以外の者	30分まで	無料	を
			30分を超えた 後1時間まで	200円	
			1時間を超えた 後30分までご とに	100円	

		施設使用者 以外の者	30分まで	無料	に
			30分を超えた 後1時間まで	200円	
			1時間を超えた 後30分までご とに	100円	
二輪自動車	函館市元町観光駐車場 (立体式) (月ぎめ駐 車場を除く。)		1時間まで	200円	
			1時間を超えた 後30分までご とに	100円	

改め、同表備考第2項および第3項中「二輪自動車」を「二輪自動車等」に改め、同表備考第4項中「二輪自動車」を「二輪自動車等」に改

め、同表備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 「二輪自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）をいう。

別表第2中

	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1月につき	7,500円	を
	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1月につき	7,500円	
二輪自動車	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1月につき	7,500円	に

改め、同表備考第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。